

平成23年度東部消防組合職員採用試験のお知らせ

東部消防組合管理者 城間 俊安

- 職 種 消防吏員
- 採用予定人員 若干名
- 第一次試験 平成22年9月19日(日)
- 受験資格 平成22年6月1日現在、南風原町、与那原町及び西原町に住所を有し居住している者又は南風原町、与那原町及び西原町に本籍を有する者、若しくは学業等の事由により一時的に住所を他に移転している者。その他の詳細事項については、沖縄県東部消防組合、南風原町、与那原町及び西原町役場のホームページ等で確認してください。
- 願書配布期間 平成22年8月9日(月)～平成22年8月20日(金)
- 願書受付期間 平成22年8月16日(月)～平成22年8月20日(金)
- 申込方法 所定の申込書に必要事項を記入して、東部消防組合総務課へ提出してください。
- 問い合わせ先 東部消防組合総務課 ☎098-945-2200

西原町選挙管理委員会からのお知らせ

西原町議会議員選挙投票日及び立候補予定者説明会

平成22年9月27日任期満了による西原町議会議員の一般選挙が、以下のとおり執行予定です。つきましては、同選挙に立候補を予定されている方への説明会を下記のとおり行います。

西原町議会議員選挙

- 告示日／平成22年9月7日(火)
- 投票日／平成22年9月12日(日)

立候補予定者説明会

- 立候補予定者説明会／平成22年8月6日(金)
- 時 間／午後2時
- 場 所／西原町役場 2階大会議室
- 対象者／立候補予定者およびその関係者(※原則1候補につき2名以内)

沖縄海区漁業調整委員会委員選挙人名簿登録申請

毎年、申請に基づいて沖縄海区漁業調整委員会委員の選挙人名簿が作られます。名簿に登録漏れになりますと、たとえ選挙権はあっても投票することができませんので、次のいずれか一つに該当される方は必ず定められた期間内に申請してください。

- 西原町に住所または事業場を有するものであって、1年に90日以上漁船を使用する漁業を営み、または漁業者のために漁船を使用して行う水産動植物の採捕もしくは養殖に従事するもの(法人を含む)。
- 知事の権限によって上記該当者の範囲を拡張せられたもの。
- 海区漁業調整委員会の委員または漁業協同組合もしくは漁業協同組合連合会の役員であって、その委員またはその役員に就任後上記1、2に該当しなくなったため選挙権を失ったもの(この場合に該当するものは委員または役員でその任期中及び退任後に最初に行われる選挙に限る)。

- 申請の現在日 平成22年9月1日
- 申請の期間 平成22年9月1日から9月5日まで
- 申請書の配布及び提出の場所 西原町選挙管理委員会(総務課内)

お問い合わせ／西原町選挙管理委員会(総務部 総務課内) ☎945-5011

平成23年度 西原町職員採用候補者試験実施要項

1. 職種区分、採用予定人員及び職務内容

職 種	採用予定人員	職 務 内 容
一般事務職	若 干 名	一般的な行政事務
保育士職	若 干 名	保育業務及び幼稚園教育業務
技 術 職	若 干 名	技術にかかわる業務
管理栄養士職	若 干 名	栄養指導等にかかわる業務

2. 受験資格

- 年 齢：昭和56年4月2日以降生まれた者(一般事務職)
昭和50年4月2日以降生まれた者(保育士職、技術職、管理栄養士職)
※長期勤続によるキャリア形成を図る観点から、新規卒者と併せて上記年齢の方を募集します(雇用対策法施行規則第1条の3第1項3号のイ)。
- 住所要件：平成22年6月19日以前に西原町に住居登録がされ、引き続き住所を有する者(就学等のため一時的に町外に転出した者を含む)
管理栄養士職は、上記の期日以前に沖縄県内に住所が登録され、引き続き県内に住所を有する者(就学等のため一時的に県外に転出した者を含む)
- 学 歴
○一般事務職
学校教育法による高等学校卒業(卒業見込みを含む)以上の学歴を有する者、若しくは同等の学力を有すると認められた者
○保育士職
保育士資格取得者かつ幼稚園教諭免許取得者(両方の資格等を取得している者)又は平成23年3月末までに両資格等取得する見込みの者を含む。
○技術職
学校教育法による高等学校卒業(卒業見込みを含む)以上の学歴を有する者、若しくは同等の学力を有すると認められた者で、土木に関する課程を修めた者又は2級土木施工管理技士の資格取得者(平成23年3月末までに資格取得する見込みの者を含む)
○管理栄養士職
管理栄養士免許を有する者又は平成23年3月末までに免許取得見込みの者
※次のいずれかに該当するときは、受験できません。
○地方公務員法第16条に該当する者
イ. 成年被後見人又は被保佐人
ロ. 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
ハ. 西原町において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
ニ. 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3. 第一次試験の日時、試験会場及び試験科目

試験会場	日	時	試験科目	試験区分
西原町 中央公民館	平成22年 9月19日 (日)	9:10(受付)		
		9:40(受験者着席)		
		10:00~12:00	教養試験	全職種
		12:30~12:40	事務適性検査	一般事務職
		13:30~15:00	専門試験	保育士職・技術職 管理栄養士職

- *保育士職、技術職及び管理栄養士職の受験者は、各自昼食を用意してください。
- (注) 第一次試験当日、台風が襲来し暴風警報が発令され、午前9時現在で交通機関のバスが運行停止した場合は、試験実施を平成22年10月10日(日)の午前10時に延期します。試験会場の変更はありません。

4. 第二次試験の日時及び試験科目(第一次試験の合格者について実施)

- 日 時：平成22年10月下旬を予定(第一次試験合格者あて通知します。)
- 試験科目：作文、個別面接及び集団討論(一般事務職、技術職、管理栄養士職)
個別面接及び実技試験(保育士職)
- (注) 第一次試験の点数は、第二次試験に反映されません。

5. 受験手続

- 受付期間 平成22年8月9日(月)～8月20日(金)午前9時～午後5時15分(土・日曜日は除く)
- 申込方法 所定の申込書に必要事項を記入し、総務課へ提出してください。
※ 郵送での受付は、原則として認めませんのでご了承ください。
- 提出書類
イ. 所定の申込書(写真を貼ったもの)
ロ. 所定の封筒(住所・氏名・郵便番号を記入の上、80円切手を貼ったもの)
ハ. 自筆による所定の履歴書(写真 4.5cm×3.5cmを貼ったもの)
ニ. 最終学校の卒業証明書、若しくは卒業証書の写し又は卒業見込み証明書
ホ. 住民票抄本(戸籍の表示のあるもの)
ヘ. 保育士職は、保育士資格証明書等及び幼稚園教諭免許の写し又は取得見込証明書の写し
ト. 技術職は、土木施工管理技士資格証明書の写し
チ. 管理栄養士職は、管理栄養士免許の写し

6. 合格者発表から採用までの経路

区 分	日 時	方 法
第一次試験	平成22年10月中旬予定	西原町役場掲示板及び西原町ホームページに受験番号を掲示するほか、合格者に通知します。
第二次試験	平成22年11月下旬予定	

- 最終合格者は、採用候補者名簿に登録され、任命権者がその名簿の中から採用者を決定します。
- 採用候補者名簿登録者の数は、年間の採用予定数に採用を辞退する数を考慮して決定するため、採用数を上回る登録者となり、名簿登録されても採用にならないことがあります。
- 採用候補者名簿の有効期限は、原則として平成24年3月31日までとします。



★その他詳細については、総務部総務課へお問い合わせください。電話098-945-5011(総務課)